

TOPICS

金融機関にリスクを依頼する場合の「経営改善計画書」策定のポイント

全国信用保証協会連合会によると、保証協会が借金返済を肩代わりする「代位弁済」は4万1572件と前年比6割増えました。コロナ融資の返済が本格化して利払い負担が膨らみ、業績が振るわない事業者を直撃しています。返済ができなければ、「リスク」(返済額の減額・返済期限の延長等)せざるを得ませんが、金融機関とうまくリスクの交渉を行わなければ認めてもらえません。リスクを認めてもらえないと廃業を余儀なくされる可能性が高まります。そういった状況を避けるためにも、今回は金融機関にリスクを依頼する場合の「経営改善計画書」策定のポイントについてお伝えします。

1. 金融機関の求めるリスクと事業者が求めるリスクは違う

金融機関がリスクで求めるのは、「できるだけ早期の回収」。そのため、「多額」を「短期」で返済する経営改善計画の作成を要求してきます。一方、事業者がリスクで求めるのは、「できるだけ無理なく事業が継続できるようにすること」。「少額」を、「時間をかけて」返済する経営改善計画を立てたいのが本音です。また事業再生に必要だと考える期間も、金融機関は5～8年、事業者は15年～25年と大きく開いています。

2. 2回目以降のリスクが通る条件は「経営改善計画の80%必達」

リスクは通常、半年もしくは1年しか認めてもらえません。つまり半年ごと、または毎年、リスク交渉をすることになります。2回目以降の交渉時は、前回出した経営改善計画の「80%必達」を求められます。

いちど「実現不可能な経営改善計画」を提出し、半年／1年後の達成度が80%を切っていると、金融機関は「事業者の経営改善計画の立案能力に問題あり」と判断して、リスクのハードルを上げます。

すなわち「経営改善計画書を80%以上達成」こそ、「継続的な」リスクのためにいちばん重要なのです。

3. 事業者が作成すべき1～5年目までの返済計画例

金融機関はリスク1年目から返済を求めたがります。そして、5年目ぐらいまでに通常返済になっているのが(金融機関の)理想です。しかし、現実にはそんなことはあり得ません。

リスクを要するほど財務内容や経営内容が傷んでいるのですから、5年で通常返済に戻る企業は稀です。再生に至るには短くても10年、長ければ15年以上の時間が必要となります。

しかもリスクをしている間は、金融機関からの融資はまず期待できません。事業運営の必要資金は、利益からプールしなければならぬのです。

それを踏まえた経営改善計画としては、1年目と2年目は「返済ゼロ」を通したいところです。この間に利益が出たからといって返済に充ててしまうと、不測の事態が発生して資金が必要になったときに対処できません。1年目や2年目で利益が残ること自体が難しいと思いますが、たとえ利益が出たとしても、けっして返済に充ててはいけません。

3年目以降の返済計画は、「微増」程度にします。3年目以降も「返済ゼロ」にすると、金融機関から返済意志を疑われます。かといって多額の返済を計画すると、プールできる資金が減少。それが、3～5年目は「少なめの返済計画」にしておく理由です。

<発行・ご相談・お問い合わせ>

経営革新等認定支援機関

株式会社アシスト

姫路市飾磨区上野田2-1 田中ビル2F

<https://assistclub.pro/>

info@assistclub.pro

